

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 0 5 号
件 名	市長への手紙の取り扱いの改善を求めることについて
要 旨	<p>「市長への手紙」事務取扱要領4には、「受け付けた「市長への手紙」は、原則として書面によるものは市長署名を添えて書面で、メールによるものはメールで、市長回答をする」と定められています。私は、1月から市長への手紙で直接、市長へ問い合わせ返答を求めたものを含め、市長からの回答は皆無でした。</p> <p>市長への手紙をメールで送信すると、広聴相談課が受理し、各所管課へ振り分け、各所管課は広聴相談課に報告、連絡することなく、直接、発信者に回答しています。この間、市長の関与はなく、これでは市長への手紙ではありません。</p> <p>開示請求した市長への手紙（一応供覧，処理方針伺い）には、「別紙のとおり「市長への手紙」を受理いたしましたので、処理方針のとおり各所管課あて依頼してよろしいでしょうか。また、内容について一応供覧いたします。（H30.4.23～30.5.2受理分）」となっていました。処理方針のとおり各所管課宛ての依頼は原則に反しており、一応とは何でしょうか。</p> <p>受信メールには、「いただいたお手紙は、市長がきちんと拝見し、お返事は原則として市長からさせていただいております」と、その都度送信されてきますが、市はみずから発信者に通知したことは、守らなければなりません。原則として、市長が回答するよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成 30 年 12 月 13 日 市民厚生常任委員会
受 理	平成 30 年 12 月 5 日 第 4 2 7 号

また、10月17日に広聴相談課長と新潟市病院事業管理者から、同一趣旨の手紙が再度寄せられたとして、これ以上回答しないとの通知がありましたが、市長の指示であれば、要領に基づき市長が直接発信すべきです。

質問に対して虚偽の文書で回答したり、質問と違う内容や一部のみを回答したり、全く回答しない等があったため、その部分について再度、質問すると、既に回答したとおりとされました。その後、これ以上回答しないとの最後通知を出し、市と市民病院は自分たちにとって都合の悪いことについては、一切回答しません。

要領の趣旨に沿って具体的な意見、要望として質問しても、具体的な回答が返ってきません。例えば、必要な説明は3項目あるので、この3項目を説明したのかと聞くと、必要な説明はしたとするのみで、3項目には言及しませんでした。また、確認がとれなかったもので、その事実はなかったと結論づけました。

何を質問しているのかわからないと逃げていますが、同じ質問はしていないのに、質問内容をよく確認せず、趣旨が同じとして既に回答したとおりとして退けます。質問に対して調査もしないし、資料があるはずだから探して回答をしてほしいと言っても、私が責任者で、私自身で全部探したけどなかった。絶対にもう出てこない。私が責任を持つと言っていながら、後で資料が出てきましたと平気で言ってきます。

新市長の、市民の皆さんの声をしっかり受けとめ、やるべきことは誠心誠意取り組んでいきますとの言葉を信じていいのでしょうか。

については、回答は御飯論法ではなく、質問内容を確認して回答することを求め陳情いたします。